

## 議会基本条例策定代表者会議

○平成27年5月28日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員  
副 座 長 宮 下 誠 議員  
中山 克 己 議員  
鈴木 成 夫 議員  
片 山 薫 議員  
渡 辺 ふき子 議員  
斎 藤 康 夫 議員  
水 上 洋 志 議員  
五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員  
白 井 亨 議員  
林 倫 子 議員  
小 林 正 樹 議員  
百 瀬 和 浩 議員  
露 口 哲 治 議員  
板 倉 真 也 議員

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦  
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局次長 小 林 大 治  
庶務調査係主事 前 坂 悟 史

---

午後3時49分開会

○森戸座長 こんにちは。お疲れさまです。お忙しい中、ありがとうございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に次第がございますので、順次協議をしていきます。

1、素案たたき台についてであります。

過日の全議員懇談会の中で皆さんから一定ご意見を頂いております。それについて訂正をした箇所がございますので、ご確認を頂ければと思います。事務局から説明をいたします。

○小林議会事務局次長 先の5月21日の全議員懇談会におきまして、議会基本条例策定代表者会議での訂正の最終的な確認と、その全議員懇談会の中でのご意見等を踏まえまして最終的な条例案及び逐条解説案という形で、本日、確定の確認を頂きたいと考えているところでございます。箇所がそんなにないので、最初に全部一度に説明の方をさせ

ていただきたいと思います。

まず1枚めくっていただきまして、網がかかっているところでございます。第3条でございます。こちらにつきましては、第1号を追加したことを全議員懇談会の中でご了解を頂きましたので、この第1号を加えるということで確定でございます。

第4条でございます。第4条の下線部分、条文を読ませていただきます。「議会は、議事機関として議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない」と。第1項でございまして、こちらは全議員懇談会の中で、この下線部分、「議決責任を果たすために」ということを追加するというで全議員の同意を頂いたため、これを加えるという形で確定させていただくものでございます。

第6条でございます。こちらは単純なミスでございまして、読ませていただきます。「議会は、

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする」ということで、後段の「おそれがある場合」の「場合」が漏れておりましたので、これを追加し、確認を頂いたところでございます。

飛びまして、第22条でございます。こちらにつきましては、全議員懇談会の中でのご意見を受けまして、第22条第2項、読みます。「議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする」といたしまして、下線部分の「とともに、市民の意見を聴取する」という部分については必要ないのではないかという形で削除したものでございます。隣に行きまして、それに伴いまして逐条の方も同様の文言を削除したところでございます。

失礼いたしました。第23条の逐条解説ですね。こちらの研修のところでございますが、全議員懇談会の中で補欠選挙で当選された方の扱いについても載せるべきだという意見を受けまして、頭から読ませていただきます。「議員の任期開始後、速やかに、全議員を対象に、この条例に関する研修を実施（補欠選挙で初めて当選した議員には、適宜、研修を実施）し、この条例の理念を議会間で共有することを定めています。講師は、正副議長、正副議会運営委員長の四者で協議し、決定します」ということで、括弧書きの部分を追加したものでございます。

○森戸座長 ありがとうございます。

大体全体で合意をして決めたところでございますので、ご確認を頂いてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、これで議会基本条例策定代表者会議の条例、逐条解説全て完成いたしました。ありがとうございます。お疲れさまです。

その他で皆さん何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議はこれにて終了したいと思います。

午後3時55分閉会